

わっさむ町

地 域 福祉計画

地域福祉実践計画

令和3年度～令和10年度

和 寒 町

和寒町社会福祉協議会

## あいさつ



和寒町は、少子高齢化、核家族化が進み、人口減少が続いています。そのような中にあっても、一人ひとりの想いを大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちを目指して「支え合う」地域づくりを進めてきました。

しかしながら、近年、福祉ニーズの多様化により、これまでの公的なサービスだけでは対応が難しくなってきているとともに、地域において町民が「支え手側」と「受け手側」に自然と役割が分かれていたものから、地域の多様な人・団体・機関が一つとなって活躍する『地域共生社会』の重要性が益々高まっています。

また、毎年のように国内において大規模な自然災害が発生する中で、地域コミュニティの重要性が再認識されてきており、災害時における要支援者への支援体制の構築も求められています。

国はこうした地域の問題を解決するため、様々な法改正によって「地域共生社会」の実現をめざしており、このたび和寒町においても地域福祉を推進する上で指針となる「和寒町地域福祉計画」を策定したところであります。

本計画の策定にあたっては、町民の皆さんのご意見を十分に反映するためアンケートによって多くの方々からご意見をいただいたほか、各自治会からも地域活動での課題などをお聞きしましたが、一方で、新型コロナウィルス感染症の感染拡大を防ぐために当初予定していたワークショップは中止せざるを得ない状況もありました。

本計画については、令和3年度を初年度としており、同時に第6次和寒町総合計画がスタートしますが、総合計画を上位計画として、今後も町民の皆さんのが住んでいて良かった、住み続けたいと思えるまちづくりをめざしてまいります。

また、このたびは、本計画と和寒町社会福祉協議会の「地域福祉実践計画」を一つにまとめて策定し、町民の皆さんに町や社会福祉協議会の取り組みをよりわかりやすいものにしておりますが、両計画は町民の皆さんのご協力無くして推進していくことはできません。今後とも「ぬくもりで支え合う思いやりのまちづくり」のために町民の皆さんのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、地域福祉に関するご意見をいただきました「和寒町介護・保健・福祉対策検討委員会」など各関係機関の皆さんに心から感謝を申し上げて挨拶といたします。

令和3年3月

和寒町長 奥山 盛

## あいさつ



最近の地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少により様々な課題を抱えており、地域住民の結びつきが希薄化するなか、小地域ネットワーク事業をはじめとした様々な地域福祉事業に取り組んできましたが、子育てや介護の悩み、医療や交通手段など日常生活への不安を抱える人々が増加し、既存の仕組みだけでは対応が困難になってきました。

私ども和寒町社会福祉協議会は、これまで行政はもとより、福祉関係者やボランティアなど、福祉に理解を持たれる多くの団体、個人からのご支援で、本町の地域福祉を推進する中核的な立場で各種の福祉事業を推進してきたところです。

これからは更に社会の変化に応じた、数年先を見据えた取り組みが必要なことから、町において策定を予定していた「地域福祉計画」と一体的な計画として当協議会では「地域福祉実践計画」を策定いたしました。

福祉ニーズ把握のため行いましたアンケート調査では、多くの町民皆様からご回答とご意見をいただき、本計画策定にあたり重要な資料とさせていただきました。

本計画は町と社会福祉協議会が連携して、長期的に同じ視点をもって地域福祉を推進するため策定されたもので、地域課題を共有しながら施策の展開に全力で取り組みますので、今後ともより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に本計画の策定にあたり、熱心にご審議を賜りました関係機関の皆様、ご意見をお寄せいただきました町民の皆様に、心から厚く感謝とお礼を申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人 和寒町社会福祉協議会  
会長 瓜 み子

## 目 次

### はじめに

### 第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と背景	・・・ 1
第2節 地域福祉の概念	・・・ 3
第3節 他計画との関係性	・・・ 4
第4節 計画の期間	・・・ 5

### 第2章 地域福祉を取り巻く現状

第1節 和寒町の現状	・・・ 6
第2節 アンケート調査の結果	・・・ 9
第3節 和寒町の現状とアンケートから見た課題	・・・ 17

### 第3章 計画の基本的な考え方（めざす地域福祉の姿）

第1節 基本理念	・・・ 19
第2節 基本目標	・・・ 19

### 第4章 目標と施策

#### 基本目標1 みんなで『寄り添う』をつくる

1-① 相談機能の強化推進	・・・ 20
1-② 情報の発信伝達の充実	・・・ 23

#### 基本目標2 みんなで『つながり』をつくる

2-① 担い手育成の推進	・・・ 25
2-② 参加機会の充実	・・・ 27

#### 基本目標3 みんなで『安心』をつくる

3-① 支援体制と福祉サービスの充実	・・・ 30
3-② いのちを守る支援の推進	・・・ 33

### 第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制	・・・ 37
第2節 計画の進行管理（PDCAマネジメント）	・・・ 38

### 資料

・・・ 39
--------

# 第Ⅰ章 計画策定にあたって

## 第Ⅰ節 計画策定の趣旨と背景

平成12年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に改正された際に、地域社会のあり方として住民同士のお互いの支え合い・助け合いによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性が同法第4条に明記されました。

また、平成27年4月には、生活困窮者の自立の促進と生活困窮者支援を通じた地域づくりを目指した「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

平成28年6月には、「夢をつむぐ子育て支援」等の「新三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けた『ニッポン一億総活躍プラン』が閣議決定されています。

「地域福祉」に関しては、平成28年7月、国（厚生労働省）に「「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、「地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指すこと」とされました。

その後、平成29年6月には、地域包括ケアシステムの深化・推進を大きな柱の一つにした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、この法改正に伴う社会福祉法の改正では、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの方向性が示されました。

具体的には、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民や世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携などによる解決が図されることを目指すことが明記されました。

また、そのために、

- ① 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
  - ② 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整などを行う体制整備
  - ③ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関などの関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制構築
- などの包括的な支援体制づくりに、市町村が努めることが規定されました。

すべての住民が住み慣れた地域で安心して生活するためには、各自が抱える課題を我が事として丸ごと受け止め、行政はもとより、社会福祉協議会や地域の関係団体、事業者、さらに住民が、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて相互に協力し、地域全体で支え合う地域共生社会の実現を目指すことが必要となっています。

こうした中で、地域での多様な取り組みの推進・展開状況や課題等を確認・把握し、それらの解決・改善に向け、和寒町では和寒町社会福祉協議会とともに、新たに「和寒町地域福祉計画※1・地域福祉実践計画※2」を一体的に策定※3します。

なお、本計画には、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方々の財産と権利を守り支援するため、平成28（2016）年5月に施行された「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づいて策定される「成年後見制度利用促進基本計画」を内包しています。

#### ※1 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、本町における「地域での助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するための計画です。人と人とのつながりを基本として、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすことができる「ともに生きる地域社会づくり（地域共生社会）」を目指すための「理念」と「仕組み」を示します。

#### ※2 「地域福祉実践計画」とは

「地域福祉実践計画」は、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者などの民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が、中心となって策定するものです。

#### ※3 地域福祉計画・地域福祉実践計画の一体的な策定

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、民間の活動・行動のあり方を定める「地域福祉実践計画」は共通の目的を持ち、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の協力と参画を得ながら、取り組みを展開していく必要があります。

これらが一体となった計画を策定していくことにより、地域住民や民生委員児童委員、自治会やボランティア団体、介護サービス事業所、関係機関・団体など、地域福祉の推進に関わる様々な担い手との連携や協働のあり方が明確になり、和寒町と和寒町社会福祉協議会のより実効性のある活動が可能となります。

このような考え方に基づき、和寒町及び和寒町社会福祉協議会では、地域住民が、身近な地域でお互いに支えあう仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動などを積極的に推進するため、両計画を一体的に策定するものとします。



## 第2節 地域福祉の概念

一般に「福祉」と言うと、「高齢者福祉」・「障がい者福祉」・「児童福祉」など、対象者ごとに分かれたものを思い浮かべる人が多いと思われます。そうした対象者ごとの法律・制度によって、それぞれ必要な福祉サービスが提供されてきたこともその一因になっています。

しかしながら、従来のように「福祉」を、特定の人のためのものというように限定的に捉えるのではなく、高齢者、障がいのある人などの要支援者への対応を重視しながらも、それにとどまらず「住民誰もがその人らしい生活を送るために、各自の能力や興味・関心に応じて自己実現していけるようにするまちづくり」という広い視点で「福祉」を捉え直す考え方もあります。

これからの中には、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心して豊かに暮らせるような仕組みをつくり、持続させていくことが求められます。そのためには、さまざまな生活課題について住民一人ひとりの努力（「自助」）・住民同士の相互扶助（「互助」、「共助」）・公的な制度、サービス（「公助」）の役割分担と連携によって解決していくとする取り組みが必要になります。

「地域福祉」とは正に、従来のものとは一線を画した概念で、制度によるサービスを利用するだけでなく、「地域の人と人との『つながり』」を大切にし、お互いに支え合い助け合うような関係や、その仕組みをつくっていくこと」とされています。また、その実現のために、それぞれ異なる個性を持った人々がその個性を尊重し合い、他の人や行政などとお互いに協力し、不足を補いながら、自立した生活ができる地域社会をつくることが前提になります。

### ■ 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

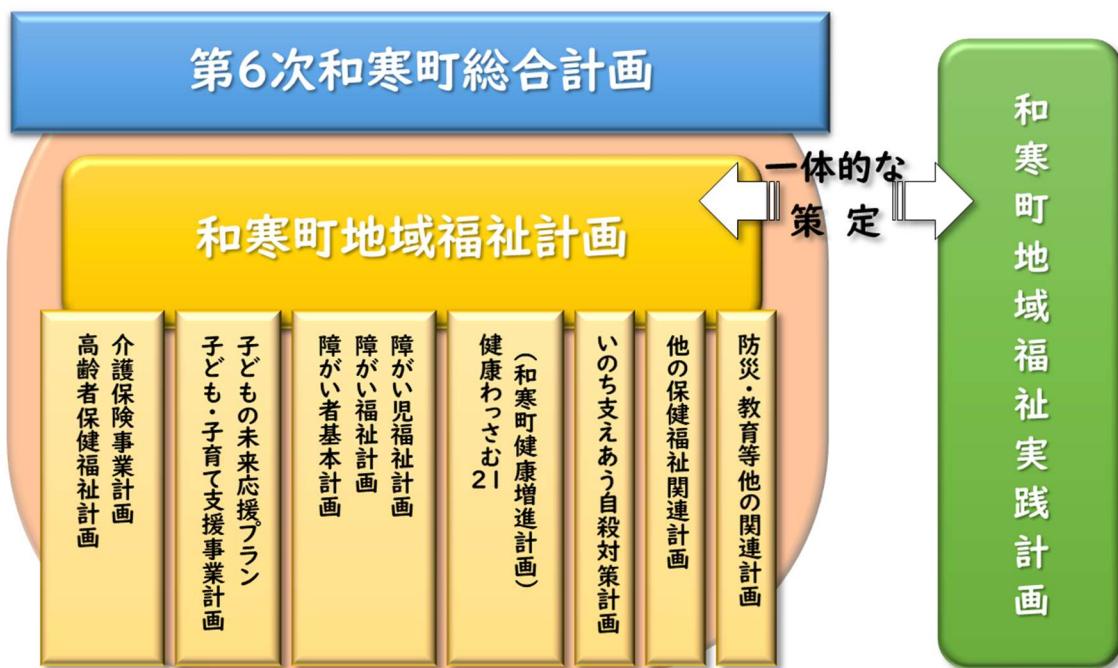
＜地域福祉の向上に向けた4つの助け＞



自助	自分や家族による支え合い・助け合い (自分や最も身近な同居家族などが解決にあたる)
互助	身近な人間関係の中での組織化を前提としないお互い様の気持ちによる自発的な支え合い・助け合い (隣近所の友人や知人、別居する家族がお互いに支え合い、助け合う)
共助	地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが組織的に、協働していくことによる支え合い・助け合い (「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う)
公助	保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え (行政でなければできないことは、行政がしっかりと対応する)

### 第3節 他計画との関係性

本計画の策定にあたっては、和寒町の最上位計画である「和寒町総合計画」に明記されている社会福祉分野の上位計画として位置付けるもので、高齢者や障がいのある人、児童、子育て支援、生活困窮者支援、成年後見制度等の福祉に関して共通して取り組む事項を定め、関連する分野別計画との整合性を図り、横のつながりを強めて進めてていきます。



## 第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和10年度までの8年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため必要に応じても見直しを行うものとします。

年 度									
R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	
	第6次和寒町総合計画								
	地域福祉計画・地域福祉実践計画								
	第8期 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画								
	第2期 子ども・子育て支援事業計画(R2～)								
	子どもの未来応援プラン(R2～)								
	第2期障がい者基本計画(H30～)								
	第6期 障がい福祉計画								
	第2期 障がい児福祉計画								
	健康わっさむ21 (和寒町健康増進計画)(H25～)								
	和寒町いのち支えあう自殺対策計画(R2～)								
	成年後見制度利用促進計画 (地域福祉計画に包含)								
	第2期 国保データヘルス計画(H30～)								
	第2次食育推進計画(R1～)								

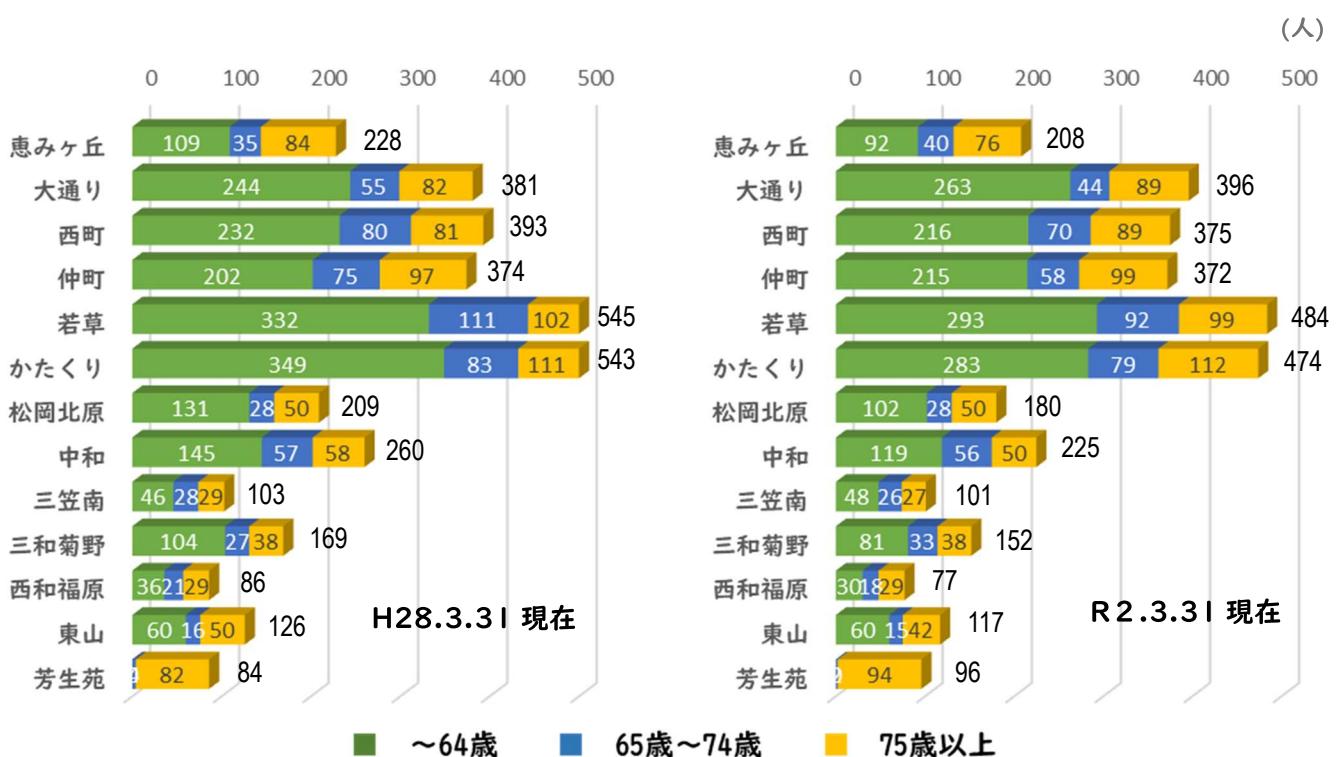
## 第2章 地域福祉を取り巻く現状

### 第1節 和寒町の地域福祉の現状

#### 人口構成の推移

64歳以下は、大通りや仲町など一部の自治会を除き減少し全体で188人減。65歳～74歳は減っているところが多く全体で59人の減。75歳以上は全体で1人増。全体として4年間で246人減。

高齢化率(65歳以上人口/総人口)は43.2%から44.7%に上昇。

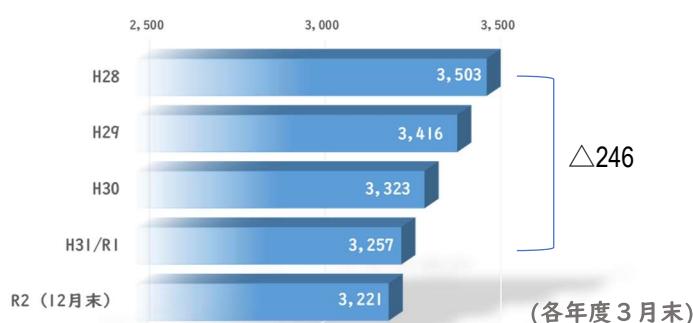


H28.3.31 現在

R2.3.31 現在

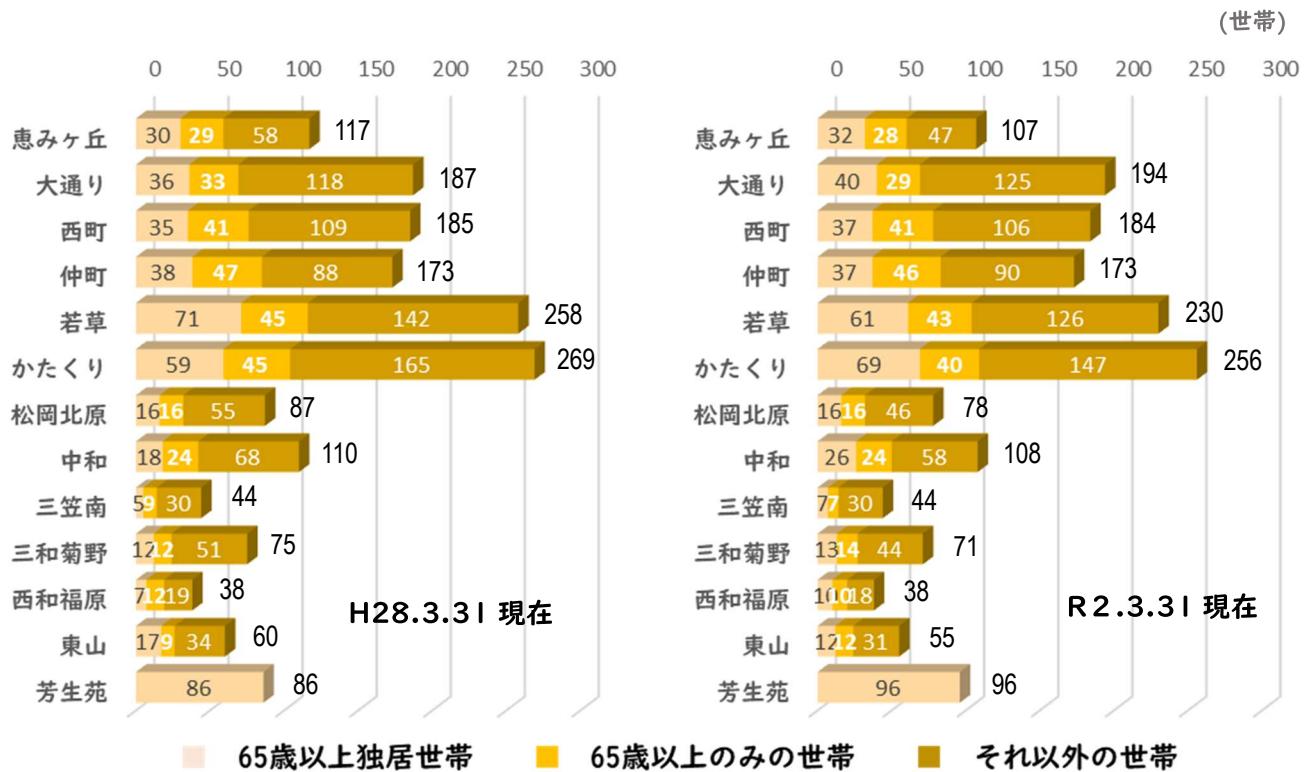
■ ~64歳 ■ 65歳～74歳 ■ 75歳以上

#### 人口の推移

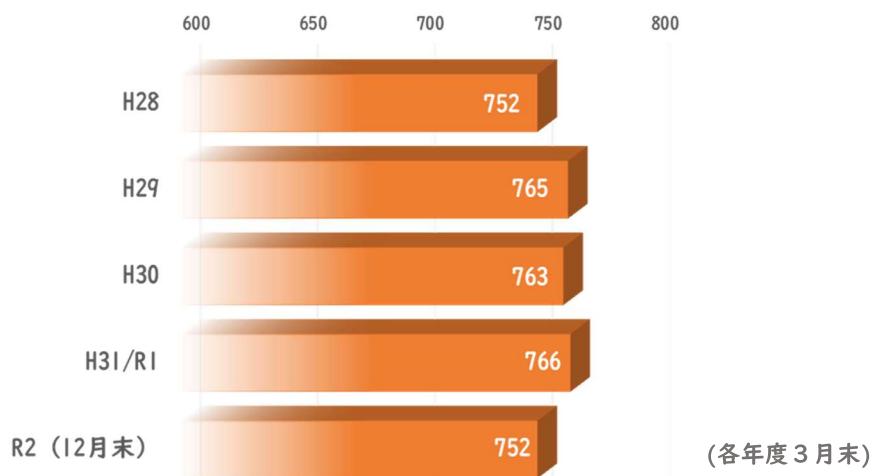


### 世帯構成の推移

全体では、芳生苑を除くと 65 世帯減だが、独居世帯は 16 世帯増。65 歳以上の世帯は 12 世帯減。その他の世帯は 69 世帯減。人口同様、減少傾向だが、高齢者のみの世帯率が 44.5% から 46.9% に、高齢独居世帯率は 25.5% から 27.9% に増えている。



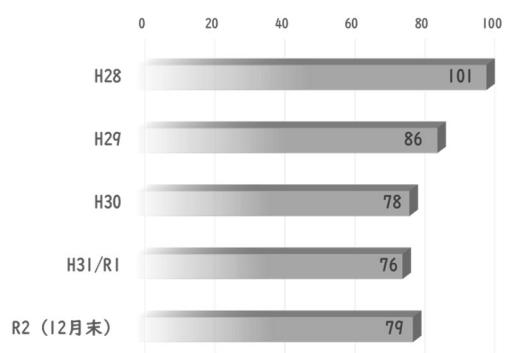
### 高齢者世帯（65歳以上夫婦+独居）数



## 保育所入所児童の推移

平成 29 年度から入所児童が減少。出生数が 10 人を下回ることが見込まれることから、今後さらに入所児童が減少することが予想される。

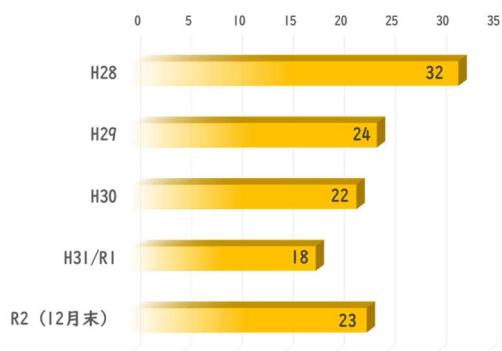
保育所入所児童数



## ひとり親世帯の推移

世帯数が減少傾向だったが、離別や転入により令和 2 年度は増加。今後も女性の社会進出や家族環境により増加するとも予想される。

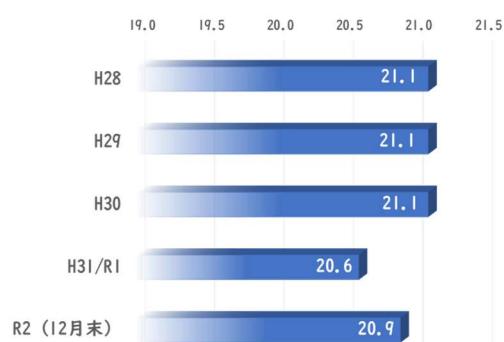
ひとり親世帯数



## 要介護（支援）認定率※の推移

人口減少とともに高齢者の人口も減っていくが、認定率は 20% 後半から 21% 台を推移していくものと推測される。

要介護（支援）認定率(%)



## 生活保護世帯の状況

死亡や転出で減少となるが、新たに対象となる世帯があるため、保護世帯は大きく変動していない。

生活保護世帯数



※第 1 号被保険者(65 歳以上)のうちの要介護・支援認定者率

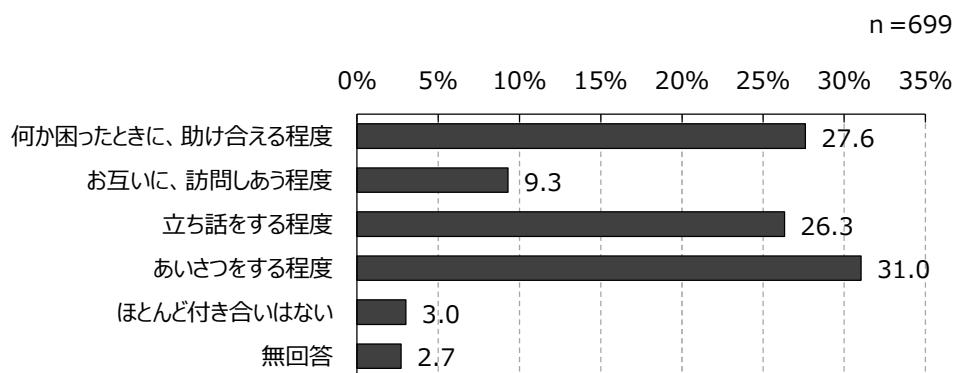
## 第2節 アンケート調査の結果

### 和寒町の地域づくりのためのアンケート調査（抜粋）

令和2年8月24日～9月7日 郵送調査法により1,500世帯に配付  
有効回収数699票 有効回収率 47% 結果報告書は別冊

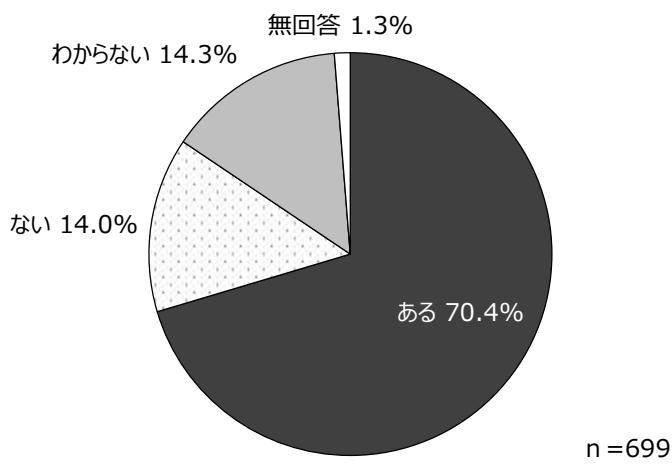
#### 問1 ご近所とのお付き合いをどの程度していますか

「あいさつをする程度」が31.0%と最も多く、次いで「何か困ったときに、助け合える程度」が27.6%、「立ち話をする程度」が26.3%、「お互いに、訪問しあう程度」が9.3%、「ほとんど付き合いはない」が3.0%となっています。



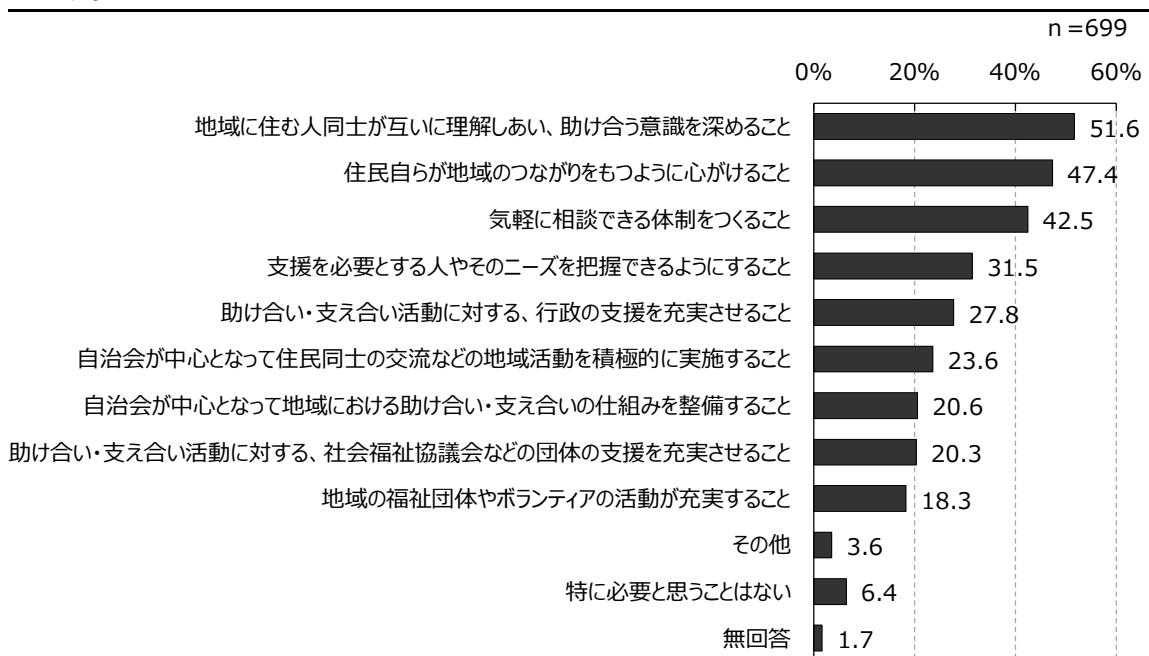
#### 問3 地域で助けられたり、支えられたりと感じたことはありますか

「ある」が70.4%と最も多く、次いで「わからない」が14.3%、「ない」が14.0%となっています。



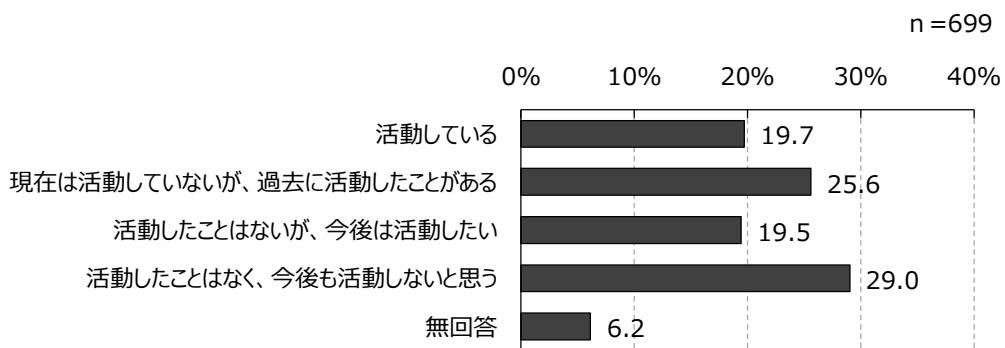
#### 問4 地域で助け合い・支え合いの輪を広げていくために、特に必要だと思うことはどのようなことですか(複数回答)

「地域に住む人同士が互いに理解しあい、助け合う意識を深めること」が 51.6%と最も多く、次いで「住民自らが地域のつながりをもつように心がけること」が 47.4%、「気軽に相談できる体制をつくること」が 42.5%、「支援を必要とする人やそのニーズを把握できるようにすること」が 31.5%、「助け合い・支え合い活動に対する、行政の支援を充実させること」が 27.8%となって います。



#### 問8 あなたは、問9にあるボランティア活動をしていますか

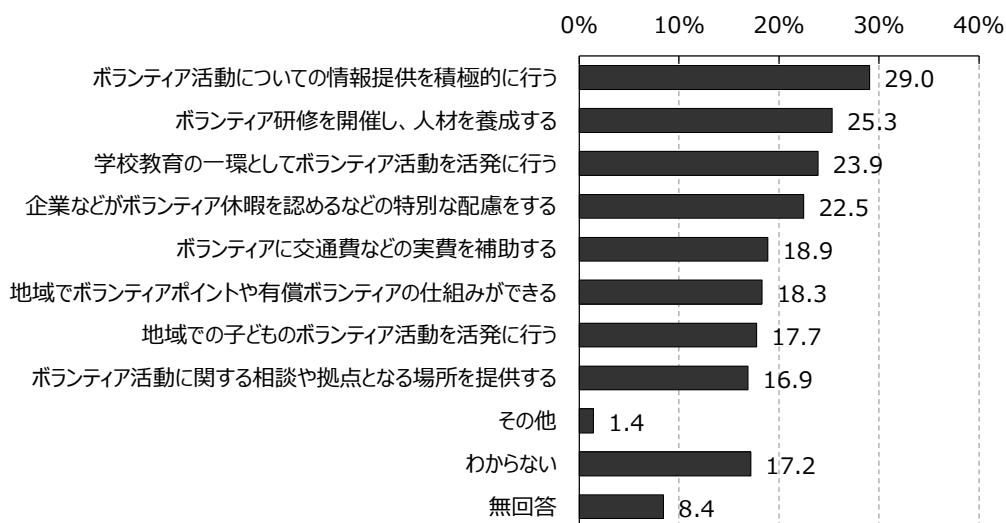
「活動したことではなく、今後も活動しないと思う」が 29.0%と最も多く、次いで「現在は活動していないが、過去に活動したことがある」が 25.6%、「活動している」が 19.7%、「活動したことはないが、今後は活動したい」が 19.5%となっています。



## 問10 今後、ボランティア活動の輪を広げていくために、どのようなことが必要だと思いますか(複数回答)

「ボランティア活動についての情報提供を積極的に行う」が 29.0%と最も多く、次いで「ボランティア研修を開催し、人材を養成する」が 25.3%、「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」が 23.9%、「企業などがボランティア休暇を認めるなどの特別な配慮をする」が 22.5%、「ボランティアに交通費などの実費を補助する」が 18.9%となっています。

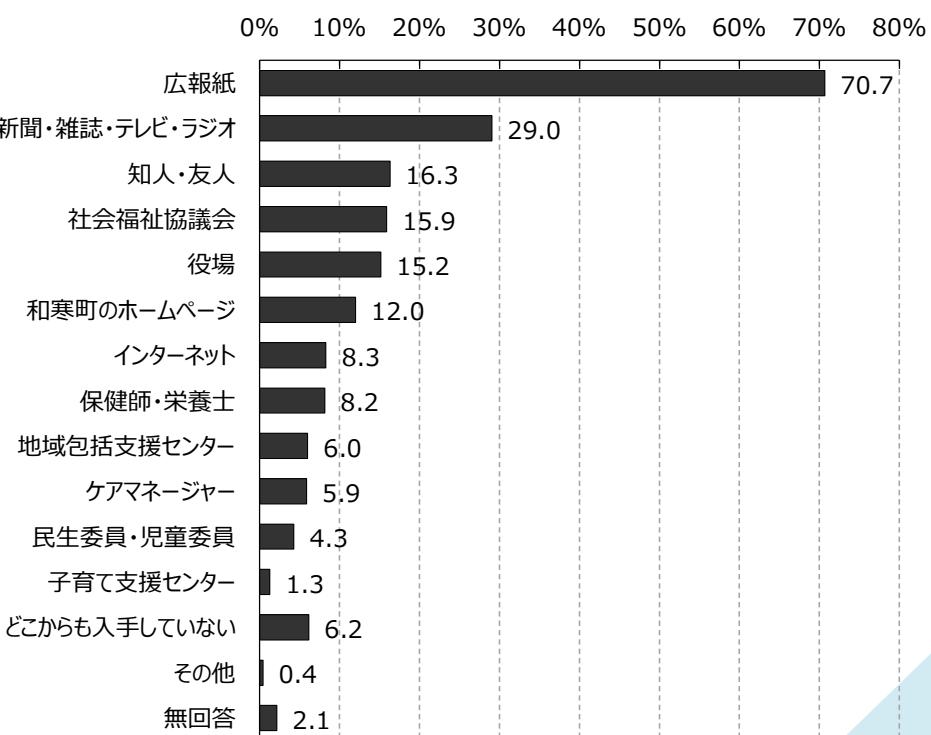
n=699



## 問13 福祉サービスに関する情報をどこで見聞きしていますか(複数回答)

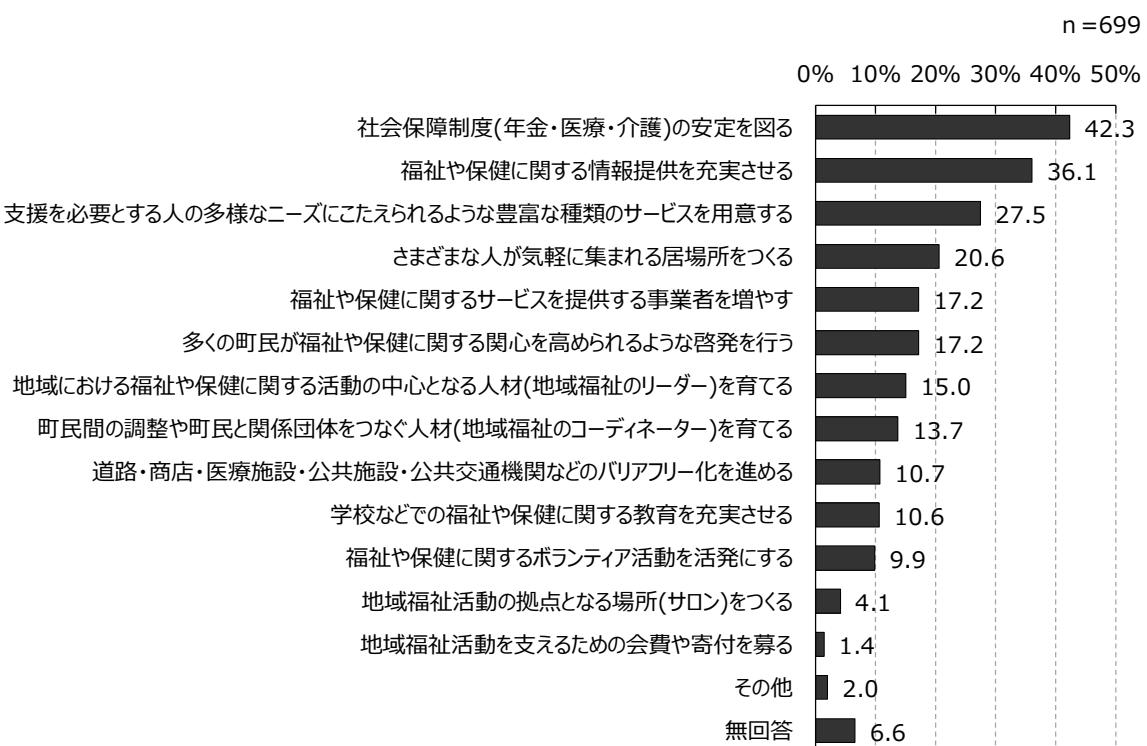
「広報紙」が 70.7%と最も多く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が 29.0%、「知人・友人」が 16.3%、「社会福祉協議会」が 15.9%、「役場」が 15.2%となっています。

n=699



#### 問14 だれもが住みなれた地域で安心して暮らしていくために、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

「社会保障制度(年金・医療・介護)の安定を図る」が 42.3%と最も多く、次いで「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」が 36.1%、「支援を必要とする人の多様なニーズにこたえられるような豊富な種類のサービスを用意する」が 27.5%、「さまざまな人が気軽に集まれる居場所をつくる」が 20.6%、「福祉や保健に関するサービスを提供する事業者を増やす」及び「多くの町民が福祉や保健に関する関心を高められるような啓発を行う」が 17.2%となっています。



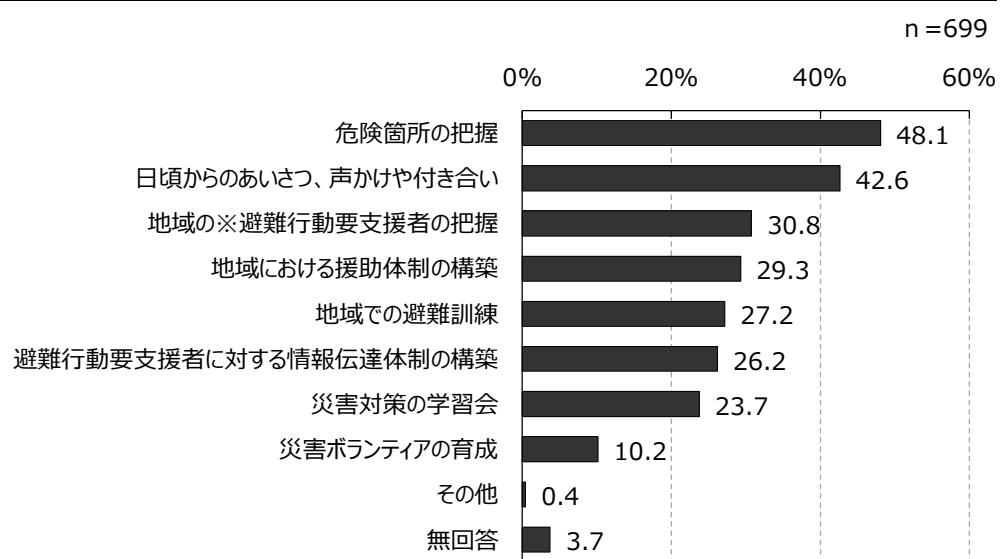
## 問15 あなたが思う「福祉」の対象になる人は、どのような人だと思いますか(複数回答)

「ひとり暮らしの高齢者」が 76.4%と最も多く、次いで「寝たきりの高齢者」が 66.5%、「障がい者(児)」が 60.8%、「高齢者や障がい者を介護している家族」が 59.9%、「自力で買物に行けない人」が 56.7%となっています。



**問16 地震や水害等の災害時における地域の助け合いは、非常に重要なことです。  
あなたの住む地域における災害時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか  
(複数回答)**

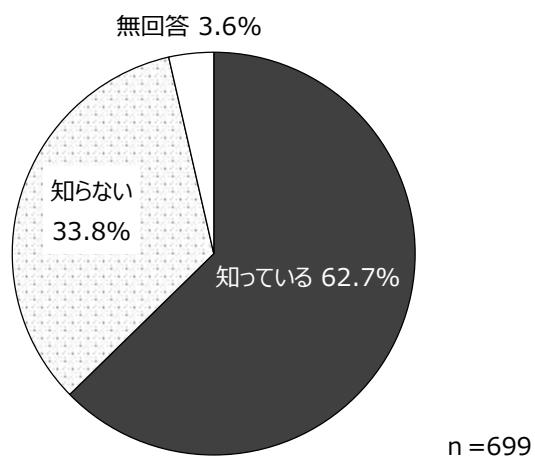
「危険箇所の把握」が 48.1%と最も多く、次いで「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が 42.6%、「地域の避難行動要支援者の把握」が 30.8%、「地域における援助体制の構築」が 29.3%、「地域での避難訓練」が 27.2%となっています。



※災害時に自ら避難することが困難であって、避難するために特に支援を要する人

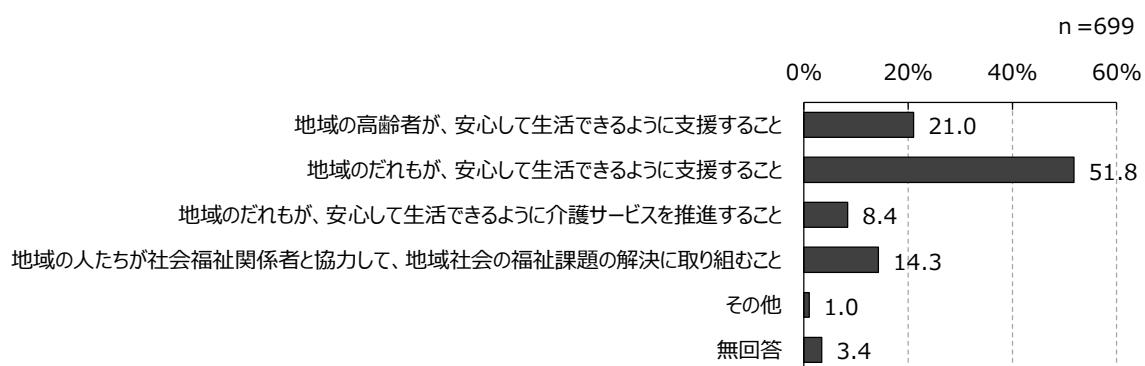
**問19 和寒町社会福祉協議会が「地域福祉の推進」を目的として活動していることを  
知っていますか**

「知っている」が 62.7%、「知らない」が 33.8%となっています。



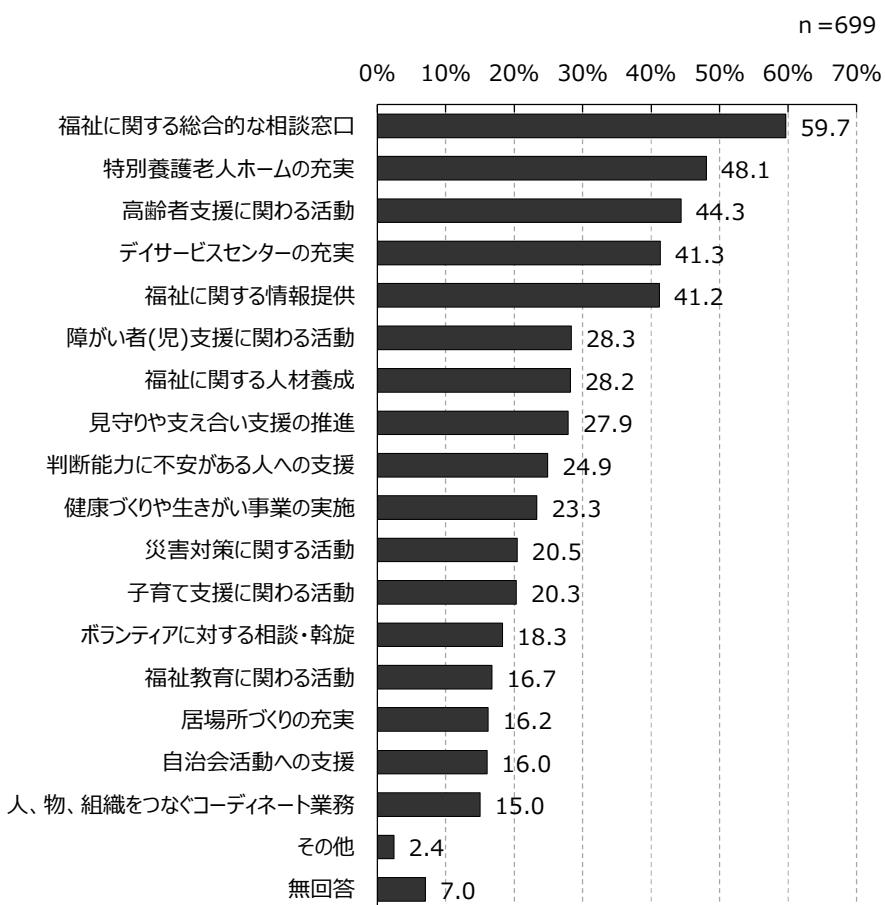
## 問20 地域福祉と聞いて、次のうちどれをイメージしますか

「地域のだれもが、安心して生活できるように支援すること」が 51.8%と最も多く、次いで「地域の高齢者が、安心して生活できるように支援すること」が 21.0%、「地域の人たちが社会福祉関係者と協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組むこと」が 14.3%、「地域のだれもが、安心して生活できるように介護サービスを推進すること」が 8.4%となっています。



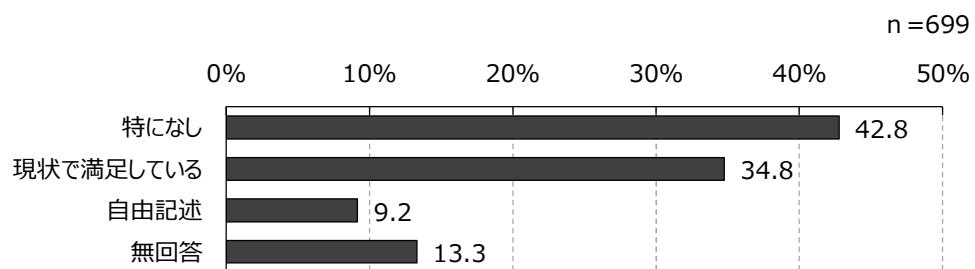
## 問25 和寒町社会福祉協議会に対してどんなことを期待しますか(複数回答)

「福祉に関する総合的な相談窓口」が 59.7%と最も多く、次いで「特別養護老人ホームの充実」が 48.1%、「高齢者支援に関わる活動」が 44.3%、「デイサービスセンターの充実」が 41.3%、「福祉に関する情報提供」が 41.2%となっています。



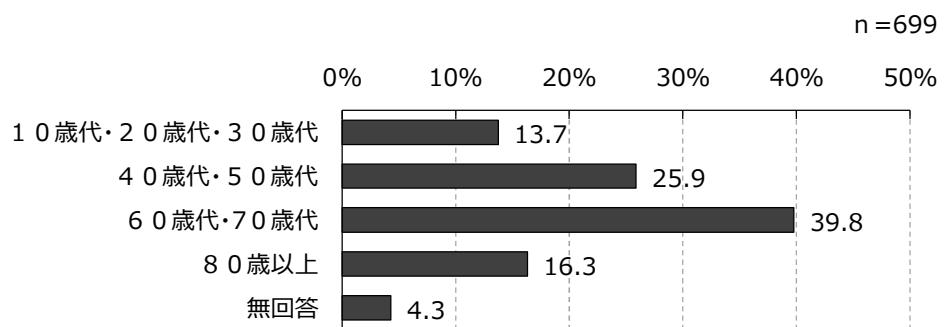
・問26②あなたは町の福祉全般について、どのように思っていますか

「特になし」が 42.8%と最も多く、次いで「現状で満足している」が 34.8%、「自由記述」が 9.2%となっています。



問28 年齢について教えてください。(アンケートにお答えいただいた日現在の年齢でお答えください)

「60歳代・70歳代」が 39.8%と最も多く、次いで「40歳代・50歳代」が 25.9%、「80歳以上」が 16.3%、「10歳代・20歳代・30歳代」が 13.7%となっています。



## 第3節 和寒町の現状やアンケートから見える課題

### ❖ 地域の活力や機能の維持、支え合い意識の向上

少子化や高齢化、核家族化の進行、プライバシーの重視等により、地域によっては町民同士のつながりが薄れ、支え合いの低下が見受けられます。

核家族化、ひとり暮らし世帯の増加により、周囲の気づきやつながりを維持していくことが難しくなってきています。地域における孤立を防ぐ場や介護予防機能が求められています。

### ❖ 地域での活動を担う人材の育成

地域で起こる困りごとや福祉課題は多様化しているほか、担い手の不足や固定化、高齢化が懸念されます。一人ひとりが自分にできる支援を行う意識を持ち、地域での活動に参加するとともに、活動を担う人材の育成に努める必要があります。

### ❖ 制度の狭間にある住民への対応・包括的な支援の構築

高齢者・障がいのある人、子育て家庭、特別な支援が必要な子どもといった対象ごとの課題に加え、孤立、自殺、虐待の社会問題化、子育てと介護の同時進行や高齢の親と無職独身の子の同居といった複数の課題を同時に抱えるケース等、現行の制度では解決が難しい課題が複雑化、複合化しつつあります。

### ❖ 地域共生社会への取り組み

地域住民による支え合いと行政による公的な支援を連動させ、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することが求められています。

## ❖ 福祉サービスの利用につながる仕組み・質量の確保、向上

いつでも情報の入手や気軽に相談ができ、必要な支援につながるよう、わかりやすい情報の発信や身近な相談支援体制が必要です。

福祉サービスを必要とする人や福祉活動に参加を希望する人が必要とする情報を入手しやすい仕組みが重要であり、適切な情報やサービスを提供できるよう、引き続き、相談支援体制や情報提供の充実が求められています。

特に、社会福祉協議会が行っている様々な事業について、アンケートの結果から町民の意識に十分に浸透しているとは言えないことが明らかであり、「社協だより」だけでなくSNSなどの媒体を活用して周知する必要があります。

## ❖ 互いを認め合う社会・権利擁護の推進

あらゆる世代で人権尊重意識、福祉意識の醸成を図ることをはじめ、支援の必要な人に向けた権利擁護制度の周知、事業者における権利擁護の徹底、偏見や人権侵害事例を発見・対応する関係機関との連携強化が重要となります。

権利擁護制度の普及・啓発に努めるとともに、安心して福祉サービスを利用できるよう援助や成年後見制度の活用等を図り、関係機関とのネットワークを充実しつつ、生活を支援していく必要があります。

## ❖ 安全安心な地域社会・福祉のまちづくり

地域の安全は住み続けていくための地域生活に不可欠な要件です。そのため、避難行動要支援者対策など平常時から要援護者も安心して、より良い暮らしのできるよう地域安全対策を進めていくことが必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

#### 『ぬくもりで支えあう 思いやりのまちづくり』

人と人とのつながりが薄れつつある中、高齢者や子どもたち、障がいのある人は地域を構成するかけがえのない一人であり、すべての町民が住み慣れた地域や家庭においてお互いに温かな思いやりの心を持ち、助け合い支え合うことが重要です。

助け合い支え合うということは一方向ではありません。「誰かが誰かを」だけでなく「誰もが」、「どこかで」ではなく「どこでも」といった双方向の関係を深められることが住み続けられる未来の地域社会を創り上げていきます。

### 第2節 基本目標

1 みんなで『寄り添う』をつくる（地域福祉の共通課題への取り組み）		
施 策	①相談機能の強化推進	(1)包括的に受け止める相談体制 (2)気軽に相談できる体制づくり
	②情報の発信伝達の充実	(1)わかりやすい情報の伝達 (2)福祉に関わる教育、啓発を進める
2 みんなで『つながり』をつくる（地域福祉を支える住民・団体への支援）		
施 策	①担い手育成の推進	(1)人材育成の推進 (2)ボランティア活動の活性化
	②参加機会の充実	(1)交流の場をつくる (2)協働の福祉事業の推進
3 みんなで『安心』をつくる（地域福祉を進める包括的支援体制の整備）		
施 策	①支援体制と福祉サービスの充実	(1)地域での見守り、助け合いを進める (2)健康づくり・介護予防を含めた福祉サービスの充実
	②いのちを守る支援の推進	(1)生活困窮者への支援 (2)複雑な課題を抱える人の命や権利を守る支援
		(3)災害に備える体制づくり

## 第4章 目標と施策

### 基本目標Ⅰ みんなで『寄り添う』をつくる

#### ～ 地域福祉の共通課題への取り組み ～

##### I - ① 相談機能の強化推進

###### (I) 包括的に受け止める相談体制

現在、国では、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域共生社会の実現を掲げ、高齢者福祉の分野では先行して、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。このような中、近年、地域福祉を取りまく課題は複雑になってきており、複合的な課題を抱える人たちの相談を包括的に受け止める体制の整備が求められています。

誰もが必要な時に適切な福祉サービスを利用できる地域を目指すため、相談支援体制の充実を図ります。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"><li>関係機関との連携を進めることで、包括的な相談支援につなげる体制を整えます。</li><li>職員の相談対応力の向上を図り、窓口でのきめ細やかな対応や、支援へのスムーズなつなぎを実現します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>職員間や関係機関との連携強化を図り、適切な支援をスムーズにつなげられる体制を整えます。</li><li>職員の相談支援能力、専門性の向上を図るため、研修会等への参加によるスキルアップに努めます。</li></ul>

##### 地域や町民の役割(自助・互助・共助)

- ◆ 困りごとがある時は、広報やホームページなどから相談場所や窓口等を把握し、個人や家族で抱え込むことがないよう意識します。(自助・互助)
- ◆ 地域交流の場などで、困っている方への相談先の情報提供を心がけます。(互助・共助)

##### 町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内容
相談窓口の充実	保健福祉課	介護保健福祉各分野の担当職員が横との連携を図りながらきめ細かな相談業務の充実を図ります。個々のスキルアップに努め、職員の相談支援対応能力の向上を図ります。
子育て世代包括支援センター	保健福祉課保健係 子育て支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまで母子保健と子育て支援の一体的な提供を行い、切れ目なく支援できるよう、相談体制を構築していきます。
基幹相談支援センター	保健福祉課福祉係	障がいのある人やそのご家族が困りごとなどにより支援を受けようとするときに地域の中核的な相談支援の役割を担います。

成年後見センター	保健福祉課福祉係 地域包括支援センター	認知症や障がいなどで判断能力が十分でない方の権利を守るために援助者を選び、支援するための相談体制をつくります。土別地域・市3町の広域で運営します。
相談機能の強化	社会福祉協議会	日常の生活やサービス等の心配ごと、困りごとの相談について、職員の相談支援能力向上を図りながら、関係機関と連携し、支援に努めます。

## (2)気軽に相談できる体制づくり

支援が必要な人をできる限り把握し、支援につなぐためには、身近な相談先の充実や、ささいなことでも気軽に相談できる相談窓口を実現することが重要です。また、隣近所や地域の中で、悩み事を気軽に話したり、共有したりできる関係を構築できるよう、啓発や交流の機会をつくっていくことも重要です。

町民にとって身近で気軽な相談支援の充実を図り、誰もが適切なアドバイスや支援を受けることができる体制を整えます。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"> <li>アウトリーチ型※の相談支援を行い、地域ごとの実情や相談ニーズを把握します。また、普段あまり相談窓口を利用できていない人にも支援が行き届くように努めます。</li> <li>保健師などが地域に出て、地域住民が気軽に悩みを相談でき、かつ、行政が地域の実情を知ることができる機会の拡充を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種事業の訪問調査時や電話等で相談を受け付けるとともに、ホームページ等の広報活動を行い、町民の身近な相談者としての周知を図ります。</li> <li>地域の活動やイベント等に積極的に参加することで、地域の現状や困りごと、支援が必要な人を把握し、効果的な支援へつなげます。</li> </ul>

地域や町民の役割(自助・互助・共助)
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域行事への参加や日頃のあいさつなど、近所づきあいを活発化し、相談しやすい関係づくりに努めます。(自助・互助)</li> <li>地域の集まりや組織を困りごとの掘り起しの場とするなど、身近な地域での相談機会を増やします。(共助)</li> </ul>

### 町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内 容
地域訪問活動	保健福祉課保健係 地域包括支援センター	老人クラブ例会やサロンなどに保健師や理学療法士が赴き、健康指導や介護予防体操、各種相談などを通じて、直接、気軽に話ができる雰囲気をつくり、町民の悩みや地域の状況を把握し、町行政との情報の共有を図ります。
子育て世代包括支援センター(再掲)	保健福祉課保健係 子育て支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまで母子保健と子育て支援の一体的な提供を行い、切れ目なく支援できるよう、相談体制を構築していきます。
基幹相談支援センター(再掲)	保健福祉課福祉係	障がいのある人やそのご家族が困りごとなどにより支援を受けようとするとときに地域の中核的な相談支援の役割を担います。
成年後見センター(再掲)	保健福祉課福祉係 地域包括支援センター	認知症や障がいなどで判断能力が十分でない方の権利を守るために援助者を選び、支援するための相談体制をつくります。土別地域・市3町の広域で運営します。
小地域ネットワーク事業	社会福祉協議会	支援を必要とする高齢者等の要援護者が安心して暮らせる地域を目指し、身近な相談相手として、自治会で構成する福祉ネットワーク事業の構築を図ります。
なごやかサロン	地域包括支援センター 社会福祉協議会	顔なじみの人達が集い、和気あいあいとした雰囲気の中で、悩みや困りごとを掘り起こせる場として活動を支援する。

※英語で「手を伸ばす」の意味。福祉分野では「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に對し、行政などが積極的に働きかけて支援を届けることをいう。

## I - ②情報の発信伝達の充実

### (I)わかりやすい情報の伝達

行政や事業者により様々な福祉サービスが実施されていますが、それらの支援やサービスの内容について、的確な情報提供のあり方が求められています。また、近年はSNS等、新たなコミュニケーションの手段が充実してきており、そのような新たな媒体を活用した広報にも積極的に取り組んでいくことが必要です。

情報の受け手を念頭に置いた、わかりやすく、効果的な情報発信・広報の強化に努めます。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"><li>支援やサービスを必要とする人が的確な情報にたどり着けるよう、情報が必要な人の状況に応じた手法で、わかりやすい情報提供を行います。</li><li>広報紙や掲示板だけでなく、SNS等多様な媒体を活用し、幅広い層の市民に情報が行き渡るよう、情報発信を行います。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>高齢者や障がいのある人など、普段から情報入手が困難な状況にある人に対し直接、情報提供を行います。</li><li>社協だよりやホームページ、SNS等多様な媒体を活用し、サービスやイベント等の情報についてわかりやすく発信します。</li></ul>

地域や市民の役割(自助・互助・共助)
<ul style="list-style-type: none"><li>回覧板や声かけ、地域の集まりへの積極的な参加などを通して、近所や地域の中での情報共有を心がけます。(互助)</li><li>新たな機会や媒体の活用を検討し、情報受発信の手段を増やします。(共助)</li></ul>

### 町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内容
ホームページによる情報発信	保健福祉課	町が行う福祉や介護、保健の各種サービスや事業をわかりやすく解説説明し、市民や地域のほか町外の家族などにも理解が広まるよう心がけます。
町広報紙、広報お知らせ版の活用	保健福祉課	各種サービスや事業の理解を広げていただくため、タイマーな情報媒体として活用していきます。またSNSの利用も検討していきます。
ホームページによる情報発信	社会福祉協議会	社協本部と特養「芳生苑」の情報を配信しています。見やすいホームページの構成に努め、情報更新やSNSによる発信を随時行います。
広報誌の発行	社会福祉協議会	社会福祉協議会の各種事業等の活動状況をお知らせする「社協だより」を年3回発行し、全戸に配布するほか社協ホームページからの閲覧にも努めます。

## (2)福祉に関する教育、啓発を進める

町民が互いに支え合い、心豊かに過ごすことができる地域づくりのためには、町民一人ひとりが地域福祉に対する理解を深め、身近なことからでも地域を支える担い手を増やしていくことが必要です。また、自他をかけがえのない存在として認める人権尊重の精神の確立が必要であり、そのためには福祉教育と併せて人権教育・啓発を進めることが重要です。

町民に対して福祉意識を根付かせるための活動・啓発を促進させる他、若年層など福祉に関心が薄い層に対し、福祉に関する啓発を届けることができるよう、効果的な広報手段等を検討します。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"><li>広報紙や掲示板等の媒体を活用した広報を実施し、町民への福祉・人権意識啓発に努めます。</li><li>社会福祉協議会職員、社会福祉施設職員、民生委員児童委員などの地域福祉を推進していく方々の人権意識の向上を図るとともに、学校等の関係機関と連携し、町民に対し人権意識の啓発を広く行います。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>広報や福祉情報の周知、イベントでの福祉活動体験等を通じ、町民への福祉意識啓発に努めます。</li><li>学校や地域で行われる福祉教育や体験に対し、助成支援を行い、活動の充実を図ります。</li></ul>

地域や町民の役割(自助・互助・共助)
◆ 出前講座を活用するなど地域での研修等を開催し、意見交換や知識の共有の場を設けます。(共助)

### 町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内容
研修会、講座の開催	保健福祉課福祉係 地域包括支援センター	権利擁護講演会や認知症予防・介護予防の研修会を通じて地域のマンパワーの大切さを周知していきます。
認知症サポーター養成講座	保健福祉課介護支援係 地域包括支援センター	認知症の理解を深めるための普及啓発を推進し、地域の中で互いに連携協力しながら認知症高齢者にやさしい地域づくりに努めます。
福祉施策周知	保健福祉課	広報紙などの媒体を活用した施策の周知のほか、民生委員児童委員や自治会役員などに周知啓蒙する機会を設け、福祉意識の醸成に努めます。
人権活動	保健福祉課福祉係 (人権擁護委員)	人権の大切さを各年代や地域に浸透するよう、人権擁護委員とともに人権教室などの事業を通じて伝えていきます。
学校における福祉教育の推進	社会福祉協議会	小中学校の福祉教育活動に対して助成を行うとともに、老人施設を訪問するなどの交流活動を通じた、福祉教育の実践と充実に努めます。

## 基本目標2 みんなで『つながり』をつくる

### ～ 地域福祉を支える住民・団体への支援 ～

#### 2 - ①担い手育成の推進

##### (I)人材育成の推進

少子高齢化の進行や支援ニーズの多様化に伴い、福祉サービスや地域の活動を担う人材の不足は全国的な課題となっています。本町においても、役員などへの負担の偏りや、民生委員児童委員をはじめとした、地域での福祉の担い手不足は大きな課題となっています。

地域福祉の担い手を確保できる体制の整備に力を入れて他、福祉に興味を持ち、担い手として活躍する人材の育成に努めます。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"><li>講座や研修等を実施し、町民や福祉サービス従事者の福祉に関する技術向上や知識習得、福祉意識の醸成を図ります。</li><li>民生委員児童委員等地域の役員の担い手不足の解消につながるよう、仕組みについて検討します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>福祉サービスの担い手を長期的に確保していくことができるよう、人材確保・育成の体制を整えます。</li><li>研修等に積極的に参加し、職員の技術向上と、地域の方々への研修も行い、身近な福祉人材の育成を図ります。</li></ul>

地域や町民の役割(自助・互助・共助)
<ul style="list-style-type: none"><li>地域福祉活動に携わって感じたやりがいや喜びなどをPRします。(自助)</li><li>自治会役員、ボランティア、子ども会、民生委員をはじめとする地域で活動する人たちとの交流の場など、自分が地域で出来ることの気付きや地域福祉活動に関心を持ってもらうことにつながる機会をつくります。(共助)</li><li>若い世代をはじめ、様々な人が活躍できる参加しやすい地域活動の場をつくります。(共助)</li></ul>

##### 町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内 容
研修会、講座の開催(再掲)	保健福祉課	権利擁護講演会や認知症予防・介護予防の研修会を通じて地域のマンパワーの大切さを周知していきます。
民生委員推薦会	保健福祉課福祉係	担当区域や地域推薦、年齢制限、報酬など民生委員児童委員の確保について多方面から検討していきます。
新入学児童祝い品贈呈事業	社会福祉協議会	小学校の入学を祝し、子どもの成長を応援するため、授業等で活用する学用品を新入学児童に贈呈します。
会員等の加入促進	社会福祉協議会	一般会員(町民)や社協活動に理解していただける特別会員等の加入を促進します。
介護従事者確保等の推進	社会福祉協議会	芳生苑、健楽苑に従事する介護等職員を確保するため、町と連携した確保事業の対策支援強化に図ります。
介護事業者連携会議への参加	社会福祉協議会	介護事業者連携会議への参加を通じて、専門職からの情報把握に努めながら、地域ケアや介護保険事業等の推進を図ります。

## (2)ボランティア活動の活性化

町では、様々な団体がボランティア活動を行っており、地域福祉活動の一翼を担っていると言えます。しかし、一方ではボランティアの減少や高齢化といった問題も明らかになっています。

ボランティア団体などへの活動活性化を図るための支援体制を整えるとともに、ボランティアの参加機会の拡充や参加しやすい環境づくりに努めます。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア活動の重要性や活動内容などを町民に周知・啓発し、町民のボランティアに対する意識の醸成を図ります。</li> <li>● 町民がボランティアに参加しやすいよう、ボランティア団体や活動者に対しての支援や情報提供を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関係機関・団体と連携体制を充実させ、ボランティアニーズの把握に努めます。</li> <li>■ ボランティア養成講座等を実施し、幅広いボランティア人材の育成を図ります。</li> </ul>

地域や町民の役割(自助・互助・共助)
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ボランティア活動に携わる人の活動の喜びややりがいのPRに努めます。(自助・互助)</li> <li>◆ SNSを活用した呼びかけや参加しやすい雰囲気づくりなど、若い世代の担い手確保に努めます。(共助)</li> </ul>

### 町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内 容
ボランティア活動への支援	保健福祉課福祉係	ボランティアセンターへの活動支援を行うほか、様々な機会を通じてボランティア意識の醸成に努めます。
ボランティアの活用と登録	保健福祉課 子育て支援センター	行事の支援や日々の活動に対してボランティアを募集登録し、ご自身の都合に合わせていただきながらお手伝いしていただきます。
認知症サポーター養成講座(再掲)	保健福祉課介護支援係 地域包括支援センター	認知症の理解を深めるための普及啓発を推進し、地域の中で互いに連携協力しながら認知症高齢者にやさしい地域づくりに努めます。
ボランティア研修会の推進	社会福祉協議会	町内外で実施されるボランティア研修会の案内や参加を促します。
ボランティアセンター運営委員会の設置	社会福祉協議会	ボランティアセンターの適切な運営と活動状況について協議する委員会を設置し、地域における福祉課題などの情報の共有図ります。
収集ボランティア活動の支援	社会福祉協議会	使用済み切手やリングブル等の収集ボランティアに協力します。
クリーンアップボランティア事業	社会福祉協議会	感染症の拡大を防ぐために福祉施設等の消毒清掃作業に携わるボランティアを登録し、必要な都度、派遣する事業を行います。

## 2 - ②参加機会の充実

### (I)交流の場をつくる

地域の中で、町民が互いを知り、支え合う関係づくりを進めていくためには、祭りなどのイベントや地域活動など交流の場や機会の充実により参加者を増やしていくことがきっかけづくりとして重要です。また、高齢者の生きがいづくりや、町民の多様な経験やスキルを地域貢献につなげていく場という観点からも、参加・参画機会の充実は大きな役割を持ちます。

地域住民が参加し、交流できる機会や、地域活動に対する多様な支援を行い、住民同士の関係づくり、互いに支え合う地域づくりを促進します。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域でのイベントや交流の場づくり等を企画し、幅広い町民が地域交流に参加できる機会のさらなる創出を図ります。</li><li>● 地域でのイベントや活動に対する支援を行い、活動内容の充実や参加者の増加を図ります。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 福祉関係者などと連携し、町民や地域団体が交流したり、意見交換をしたりできる機会を創出します。</li><li>■ 地域交流の場やイベント等に、用具の貸し出しや職員の派遣等の支援を行い、活動内容の充実を図ります。</li></ul>

地域や町民の役割(自助・互助・共助)
◆ 地域のリーダーや活動者などイベント主催者の負担が少なくなるよう協力します。(互助)
◆ 地域活動やイベント等の情報発信を強化し、積極的な参加を呼びかけます。(互助・共助)
◆ 世代間交流や、障がいのある人などコミュニケーションが不足しがちな人たちとの交流の場をつくります。(共助)

### 町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内 容
高齢者事業団事業の支援	保健福祉課福祉係	長年培ってきた経験と能力を活かし、地域の中での役割を意識しながら、交流と生きがいの充実を図る事業の支援を行います。
老人クラブ連合会の活動支援	保健福祉課福祉係	地域の中で同じ年代が交流し学び合う場としての老人クラブの必要性から、さらに活動が推進していくよう支援していきます。
おでかけハイヤー事業	保健福祉課福祉係	高齢者の外出の機会をつくるその手段として、ハイヤー利用がしやすくなるよう支援します。
福祉ハイヤー事業	保健福祉課福祉係	重い障がいのある方の外出の機会をつくる手段として、ハイヤー利用がしやすくなるよう支援します。
わくわく交流会事業	子育て支援センター 社会福祉協議会	異世代間の交流を目的として、子ども館に集う学童と高齢者がゲームや食事等を通してふれあう、わくわく交流会を開催しています。これからも、互いに楽しみながら交流できるよう努めています。
子育てサロン事業	子育て支援センター	地域における子育て親子の交流を通じて、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。

ふれあい昼食会	社会福祉協議会	75歳以上の高齢者を対象に、コミュニケーション機会の場を提供しながら、講演や余興を盛り込んだ「ふれあい昼食会」を年1回開催しています。 ボランティアクラブと連携しながら、楽しく、語らい、料理を食しながら、有意義なひとときとなる昼食会の開催に努めています。
敬老会事業の支援	総務課まちづくり推進係 社会福祉協議会	長年にわたり地域社会の進展に寄与してきました高齢者を敬愛し、地域ぐるみで長寿を祝うことを目的に、自治会で開催する敬老会に対して事業費の一部を助成します。
サロン活動の支援	地域包括支援センター 社会福祉協議会	身近な地域で人と人のつながりや顔見知りと楽しく話して、笑いながら時間を過ごすことができる居場所づくりとしてのサロン活動を支援します。
カレンダーリサイクル市の開催	社会福祉協議会	その年に不要となったカレンダー等の寄付をいただき、必要とする方に低価格で販売し、収益金を活用して隔年で映画鑑賞会を開催します。
用具貸出事業	社会福祉協議会	外出の活動支援や地域等の交流を支援するため、社協保有の車いす、レクリエーション用具を貸し出します。

## (2)協働の福祉事業の推進

近年、多様な民間の団体や地域活動者等により、地域の課題に応じて、様々な取り組みが試みられています。行政と地域団体にとどまらず、企業など多様な主体がそれぞれの専門性やアイデアを活かし、連携・協力しながら地域福祉を推進していくことが求められています。

町民や関係団体・事業所等の多様な主体と連携・協力しながら、地域の福祉課題解決に向か、取り組みを推進していきます。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"><li>町民や地域団体と協力し、地域の福祉課題について共有しながら、ニーズに応じた支援の取り組みを検討していきます。</li><li>地域のボランティア団体等に対し様々な支援を行い、活動のさらなる充実や円滑な進行を図ります。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>地域団体などと連携し、地域の福祉課題について共有しながら、課題解決に向けて協力していきます。</li><li>地域のボランティア団体等に対し様々な支援を行い、活動のさらなる充実や円滑な進行を図ります。</li></ul>

### 地域や町民の役割(自助・互助・共助)

- ◆ 地域の施設、企業、ボランティア等、様々な地域資源との連携や活用を検討します。(共助)

### 町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内容
地域見守り協定	総務課 保健福祉課	業務として町内を巡回する事業者と協定締結により、町民の異変や地域の課題を発見し、情報共有を図ります。
介護事業者連携会議	保健福祉課介護保険係 地域包括支援センター	介護サービスを運営している事業者が情報共有しながら、町や地域の課題を抽出し、必要なサービス開発につなげていきます。
地域サロン等情報交換会	地域包括支援センター	各地域でボランティアが開催しているサロンの運営やその地域の課題を出し合い、解決に向けた情報の共有を図ります。
社会福祉大会の開催	社会福祉協議会	福祉活動に顕著な個人、団体の表彰及び福祉事業や福祉活動の基調講演開催など、地域福祉を推進するための社会福祉大会を3年毎に開催します。
福祉団体等の支援	社会福祉協議会	福祉に関する団体等の活動支援を行うとともに、身障和寒協会、母子会、手をつなぐ育成会の事務局を担っていきます。

## 基本目標3 みんなで『安心』をつくる

### ～ 地域福祉を進める包括的支援体制の整備 ～

#### 3 - ①支援体制と福祉サービスの充実

##### (I)地域での見守り、助け合いを進める

住み慣れた地域で、誰もが安心して日常生活を送るためにには、隣近所や地域内の日常的なコミュニケーションや見守り、支え合いが重要となります。また、このような取り組みを通して、地域内の要支援者を把握し、声をあげることができていない要支援者への支援につなげていくことが必要です。

隣近所や地域内での見守りや助け合いを促進するため、意識啓発や地域内の関係づくりに向けての支援を進めます。

##### 和寒町の取組方針(地域福祉計画)

- 高齢者や障がいのある人など支援が必要な人を把握し、地域と連携して見守りを行うとともに、必要な支援へつなげます。
- 関係機関との連携を強化し困りごとや福祉課題の解決に向けて対応できる体制を構築します。

##### 社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)

- 高齢者や障がいのある人など支援が必要な人を把握し、地域と連携して見守りを行うとともに、必要な支援へつなげます。
- 地域の方々などと連携し、地域における見守り体制の整備を支援します。

##### 地域や町民の役割(自助・互助・共助)

- ◆ あいさつなど、日頃からのコミュニケーション、近所づきあいを心がけます。(自助・互助)
- ◆ 回覧板の受け渡しなど日常的な行動を活用した声かけや見守りを心がけます。(互助・共助)
- ◆ 登下校中の子どもたちの見守りを心がけます。(互助・共助)
- ◆ ひとり暮らしの高齢者、障がいのある人など、コミュニケーションが不足しがちな人や引きこもりがちな人たちを把握し、見守りや助け合いにつなげます。(共助)
- ◆ 見守り活動やサロン等の地域福祉活動は、自治会や民生委員児童委員を中心に地域全体で取り組みます。(互助・共助)

#### 町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内容
地域訪問活動(再掲)	保健福祉課保健係 地域包括支援センター	老人クラブ例会やサロンなどに保健師や理学療法士が赴き、健康指導や介護予防体操、各種相談などを通じて、直接、気軽に話ができる雰囲気をつくり、町民の悩みや地域の状況を把握し、町行政との情報の共有を図ります。
老人クラブ連合会の活動支援(再掲)	保健福祉課福祉係	地域の中で同じ年代が交流し学び合う場としての老人クラブの必要性から、さらに活動が推進していくよう支援しています。
サロン活動の支援(再掲)	地域包括支援センター 社会福祉協議会	身近な地域で人と人のつながりや顔見知りと楽しく話して、笑いながら時間を過ごすことができる居場所づくりとしてのサロン活動を支援します。
高齢者見守り支援サービス事業	保健福祉課福祉係 社会福祉協議会	安定した在宅生活の維持を支援するため、高齢者世帯等を対象に、訪問や声かけなどによる見守り支援を行います。

小地域ネットワーク事業(再掲)	社会福祉協議会	支援を必要とする高齢者等の要援護者が安心して暮らせる地域を目指し、身近な相談相手として、自治会で構成する福祉ネットワーク事業の構築を図ります。
おむつ購入費助成事業	保健福祉課福祉係 社会福祉協議会	常時おむつが必要な在宅や入院の寝たきり者等に購入費用の負担軽減のため、紙おむつ、尿取りパッドの購入に対して費用の一部を助成します。
配食サービス事業	社会福祉協議会	高齢者世帯等で食事づくりが困難となってきている方の希望により、健康状態を確認しながらボランティアが週 1 回夕食を宅配します。(有料)
おせち料理配付事業	社会福祉協議会	離れて暮らす家族と年末年始と一緒に過ごすことのない70 歳以上のひとり世帯等の方の希望により、健康状況を確認しながら役員や民生委員がおせち料理を宅配します。(有料)
歩行安全杖の提供	社会福祉協議会	歩行に不安のある高齢者等の地域での社会生活活動を維持していくために、歩行安全杖を無償で提供します。
弔慰事業	社会福祉協議会	会葬カードの活用やお亡くなりになった会員に対して、哀悼の意を表わし弔慰金を贈り、寄付があったときは、福祉事業の有効な活用に努めます。
募金運動等の実施	社会福祉協議会	共同募金会による赤い羽根、歳末助け合い募金運動や災害等の義援金活動を行い、地域福祉活動の有効な活用に努めます。

## (2)健康づくり・介護予防を含めた福祉サービスの充実

介護、障がい者支援、子育て支援等、様々な福祉サービスの充実は、地域福祉を推進していく上で重要な基盤となります。現在も多様なサービスの実施に努めていますが、町民を取り巻く福祉課題の多様化、複合化が進む中、町民ニーズに応じたきめ細やかなサービスが求められています。

時代の流れや町民ニーズを的確に把握し、サービスの量や質の充実につなげ、福祉サービスを必要とする町民に対し、適切にサービスを提供する基盤づくりを推進します。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"><li>住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう地域包括ケアシステムを推進していきます。</li><li>幼少期、成人期や高齢期の健康づくりと、必要な福祉サービス提供を進めています。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>利用者や家族の意思及び人権を尊重しながら、利用者や地域から信頼される施設運営を目指します。</li><li>住みなれた地域でいつまでも暮らしたいという福祉の理念のもと、サービスの提供を行います。</li></ul>

### 地域や町民の役割(自助・互助・共助)

- ◆ 高齢者や障がい者などの支援が必要な人を把握し、必要に応じて支援や福祉サービスにつなげます。
- ◆ サロンや自治会行事の際に地域の課題を集め、必要な活動へと展開します。

### 町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内容
特定健診など、各種がん検診	保健福祉課保健係	疾病の早期発見早期治療により重症化を予防し、健康的な生活が送れるように推進します。
楽笑体操の実施	地域包括支援センター 保健福祉課介護支援係	健康づくりや介護予防、転倒予防のために体操を通して健康な体をつくるとともに交流の輪を広げます。
おでかけハイヤー事業(再掲)	保健福祉課福祉係	高齢者の外出の機会をつくる手段として、ハイヤー利用がしやすくなるよう支援します。
福祉ハイヤー事業(再掲)	保健福祉課福祉係	重い障がいのある方の外出の機会をつくる手段として、ハイヤー利用がしやすくなるよう支援します。
サロン活動の支援(再掲)	地域包括支援センター 社会福祉協議会	身近な地域で人と人のつながりや顔見知りと楽しく、話して、笑いながら時間を過ごすことができる居場所づくりとしてのサロン活動を支援します。
芳生苑・健楽苑の運営	社会福祉協議会	町の指定管理者制度による健全な施設運営に努めながら、特別養護老人ホーム及び短期入所サービスセンター「芳生苑」の入居者への適切な介護とデイサービスセンター「健楽苑」利用者の在宅生活維持を支援します。

### 3 - ②いのちを守る支援の推進

#### (I)生活困窮者への支援

生活困窮の課題を抱える世帯では、障がい、ひとり親家庭などその原因となる様々な課題を複合的に抱えているケースが多く、自身の悩みや課題を相談できず、社会的に孤立してしまうケースが懸念されます。

生活において困難を抱える人たちに対しての経済的・物質的支援を充実させていく他、見守りや相談支援などの体制の強化を図ります。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"><li>● 生活をする上で困難を抱える町民に対し、公的な支援や手当等を実施します。</li><li>● 生活困窮者が受けることができる公的な支援や手当について、わかりやすく周知・広報をします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 生活困窮者をはじめ、様々な課題を抱える人たちに対して相談支援を実施し、必要な公的な支援や福祉サービスにつなげます。</li><li>■ 複合的な課題を抱える人に対し、多方面からのアプローチができるよう、関係機関との連携体制を強化します。</li></ul>

#### 地域や町民の役割(自助・互助・共助)

- ◆ 生活困窮者は地域の中で孤立したり、声をあげられなかつたりするケースが考えられるため、注意して把握し、支援につなげるよう努めます。(共助)

#### 町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内容
ひとり親世帯支援	保健福祉課福祉係	子どもを養育しているひとり親家庭の生活安定と自立促進を図るために支援給付金の交付をします。
生活困窮者への包括的な相談体制	保健福祉課福祉係	生活困窮者の多くは複合的な問題を抱えているため、生活保護制度だけでなく相談内容に応じて支援していきます。また、道の自立相談支援事業と連携し包括的な相談窓口体制を構築します。
生活福祉資金貸付制度	社会福祉協議会	厚労省の要綱に基づく、生活福祉資金貸付制度の生活や教育等の各種貸付資金について、相談や貸し付けに係る手続きを支援します。
福祉資金貸付事業	社会福祉協議会	一時的な生活費や資金不足が生じた方に、5万円を限度として福祉資金を無利子で貸付します。
日常生活自立支援事業	社会福祉協議会	日常生活において、判断能力に不安のある方に対して、本人との契約に基づき、生活相談や福祉サービスの利用、金銭管理などを支援します。

## (2)複雑な課題を抱える人の命や権利を守る支援

ライフスタイルの多様化により既存の制度では対応が困難、また、福祉サービスの基準には該当しないものの何らかの支援が必要と考えられる、いわゆる「制度の狭間」への対応が、全国的に課題となっています。

「誰ひとり取り残さない」セーフティネットの強化を図るために権利擁護の取り組みを推進するとともに、現行の制度で対応が難しいケースに対し、柔軟に対応するための連携体制や、相談支援体制の強化に努めます。

また、認知症高齢者の増加や知的、精神障がい者を支える親の高齢化による「親亡き後問題」により、財産管理や、日常生活上必要な手続きなど支援を必要とする人の課題が明らかなことから、成年後見制度利用促進と支援ネットワークの充実を図ります。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"><li>複雑な課題を抱える人や権利擁護支援の必要な人を早期に把握し、相談支援につなげられるよう、関係機関との連携強化や情報共有を促進します。</li><li>権利擁護の視点から虐待や認知症への理解促進、成年後見制度の周知や利用促進を図り、支援を必要とする人のいのちや財産を守る取り組みを進めます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>様々な課題を抱える人に対する相談支援を実施し、課題解決に向けてアプローチをするとともに、必要とされる支援へとつなげます。</li><li>地域の方々と連携し、複雑な課題を抱える人の見守りや早期把握に努め、支援へとつなぎます。</li></ul>

地域や町民の役割(自助・互助・共助)
◆ 虐待の可能性を感じた時は、匿名で構ないので、関係機関へ通報します。(自助・互助)
◆ 複雑な課題を抱える人は地域の中で孤立したり、声をあげられなかったりするケースが考えられるため、注意して把握し、支援につなげるよう努めます。(共助)
◆ 認知症など病気の理解を促進するとともに、認知症の方などの行方不明に備えた見守りと連絡の体制づくりを進めます。(共助)

## 町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内容
相談窓口の充実 (再掲)	保健福祉課	介護保健福祉各分野の担当職員が横との連携を図りながらきめ細かな相談業務の充実を図ります。個々のスキルアップに努め、職員の相談支援対応能力の向上を図ります。
ホームページによる情報発信(再掲)	保健福祉課	町が行う福祉や介護、保健の各種サービスや事業をわかりやすく解説説明し、町民や地域のほか町外の家族などにも理解が広まるよう心がけます。
町広報紙、広報お知らせ版の活用 (再掲)	保健福祉課	各種サービスや事業の理解を広げていただくため、タイマーな情報的居媒体として活用していきます。またSNSの利用も検討していきます。
研修会、講座の開催(再掲)	保健福祉課	権利擁護講演会や認知症予防・介護予防の研修会を通じて地域のマンパワーの大切さを周知していきます。

成年後見センター (再掲)	保健福祉課福祉係 地域包括支援センター	認知症や障がいなどで判断能力が十分でない方の権利を守るために援助者を選び、支援するための相談体制をつくります。土別地域・市3町の広域での中核機関として運営を支援します。
基幹相談支援センター(再掲)	保健福祉課福祉係	障がいのある人やそのご家族が困りごとなどにより支援を受けようとするときに地域の中核的な相談支援の役割を担います。
成年後見制度利用補助	保健福祉課福祉係 地域包括支援センター	審査請求の手続き支援や係る費用の助成を行い、成年後見制度利用のため支援を行います。
相談機能の強化 (再掲)	社会福祉協議会	日常の生活やサービス等の心配ごと、困りごとの相談について、職員の相談支援能力向上を図りながら、関係機関と連携し、支援に努めます。

### (3)災害に備える体制づくり

東日本大震災以降、災害対策が全国的な課題となる中、近年、本町においても、突発的な豪雨や地震など命を脅かしうる災害が身近に起こり、災害への備えの重要性が再認識されています。

行政と社会福祉協議会による災害時の対応や支援を充実させていくとともに、自主防災組織の活動の活性化を図り、災害が起きた時の安全な避難や支え合いができるような地域づくり・関係づくりを後押ししていきます。

和寒町の取組方針(地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組方針(地域福祉実践計画)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域内での高齢者や障がいのある人など、避難行動要支援者について把握し、災害時に支援ができる体制を整えます。</li> <li>● 地域での自主防災組織の活動を支援し、地域の防災力向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害時には災害ボランティアセンターを設置し、災害時のボランティア活動が円滑に行われる体制を整えます。</li> <li>■ 災害時に備え、関係機関やボランティア団体と連携し、ボランティア養成講座などを行います。</li> </ul>

地域や町民の役割(自助・互助・共助)
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 非常時の備蓄や避難場所と避難経路の確認など、個人や家族でも災害時に備えます。(自助)</li> <li>◆ 地域で防災訓練や避難所での対応訓練などを実施するとともに、若い世代へも参加の呼びかけを行います。(共助)</li> <li>◆ 普段からの関係づくりや見守りを、災害時の要支援者の把握につなげます(共助)</li> <li>◆ 地域での危険場所について、把握と改善に努めます。(共助)</li> </ul>

#### 町・社協の主な事業、活動

項目	担当	内容
避難行動要支援者の把握と支援	保健福祉課 総務課	要支援者のうち災害時に自ら避難行動がとれない方を把握し、地域や行政が連携しながら必要な支援を行います。
自主防災組織の育成	総務課	自治会ごとに防災訓練や避難所対応などの研修を通じて、自主防災組織としての形づくりを支援します。
ボランティアセンター事業	社会福祉協議会	ボランティア活動に興味を持ち、必要な知識や技術が身につけられるよう、センター機能の充実に努めます。

## 第5章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制

地域福祉を構成する主役は地域に生活している住民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え、助け合える社会を実現させていくためには、町(行政)や社会福祉協議会の取り組みだけではなく、町民との協働が不可欠となります。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者等も地域福祉の重要な担い手となります。計画を推進していくにあたっては、地域福祉のすべての担い手が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

#### ①町民の役割

住民一人ひとりが地域社会を構成する一員であり、地域福祉の担い手であることを認識することが必要です。地域の現状を知り、抱えている課題を克服していくためには、日常的に隣近所と交流し、町内の行事や福祉活動に積極的に参加することが大切です。

#### ②自治会等の地域運営を担う各種団体の役割

自治会等の各種団体については、誰もが安心して暮らせる地域づくりの取り組みを行う上で、最も身近で中心となる組織です。

今後は、地域の特性や課題を住民同士で共有し、様々な世代が地域運営や地域福祉活動への関心を高め、参加していただけるよう運営を行うため、各種団体、機関と協力していくことが求められています。

#### ③社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法により、地域福祉を推進するための中心的な役割を担う団体と位置づけられており、町(行政)をはじめとする関係団体と連携のもと、町全体の地域福祉活動をコーディネートし、地域における福祉ニーズの把握や生活課題の解決に向けた取り組みを推進していきます。

#### ④民生委員・児童委員の役割

地域社会における要支援者の相談に応じるとともに、福祉サービスの情報提供や、災害時における要支援者の安否確認等、町(行政)や社会福祉関係団体等と地域を結ぶつなぎ役としての役割が期待されています。

#### ⑤福祉関係団体やボランティア団体の役割

活動する人の生きがいや自己実現、既存制度では対応できないニーズへの取り組み、地域福祉の担い手、牽引役として期待されています。また、町民に対する活動への理解を促進するため、社会福祉協議会等との連携により、適切な情報発信が重要です。

## ⑥企業・事業所の役割

企業や事業所も地域社会を構成する一員として地域福祉の推進に欠かせない存在です。今後も社会福祉協議会などと連携や情報交換ができる機会を持ちながら、町民の普段からの暮らしやすさの向上をはじめ、和寒町に住んで良かったと感じてもらえる協働の機会づくりが期待されています。

## ⑦社会福祉施設、福祉サービス事業者の役割

利用者の自立支援、サービスの質の確保や向上、事業内容やサービス内容の的確な情報提供に取り組みます。今後は福祉介護人材の確保・定着が重点課題のひとつです。ますます多様化するニーズに応えるため、新しいサービスの創出等を町民の参画を得ながらすすめていくことも期待されています。

## ⑧町（行政）の役割

住民の福祉の向上を図るための各種施策を総合的に推進するとともに、社会福祉関係団体等との連携・協力のもと、地域福祉活動が充実・強化される仕組みづくりへの支援や、地域住民が地域運営やボランティア活動等に参加できるような環境整備を推進していきます。また、庁内各課との連携を密にし、町民への多様なサービスを提供する体制を構築し、地域福祉活動を推進していきます。

## 第2節 計画の進行管理（PDCAマネジメント）

本計画の進行にあたっては、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その進捗状況を定期的に点検・評価した上で（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。また、地域福祉の取り組みを、効果的かつ継続的に推進していくために、計画期間中、年度ごとに下記各委員会などから、計画の評価や進捗状況について意見を聞くこととし、施策・事業の内部評価と、目標の達成 状況の確認による客観評価の両面から行います。

Plan 地域課題解決の方向性を見出す計画を策定します。

Do 町民、事業所等、町、社協が協働し、地域全体で計画の推進に取り組みます。

Check 計画の達成状況、施策の進捗状況について評価します。

Action 評価結果を踏まえ、必要に応じて施策や事業等の改善点を確認し、各種施策に反映します。

### 《各委員会など》

- 和寒町介護・保健・福祉対策検討委員会
- 和寒町自治会連合会
- 和寒町社会福祉協議会評議員会
- 和寒町社会福祉協議会理事会
- 和寒町民生委員児童委員協議会
- 和寒町地域福祉計画策定連絡会議
- 和寒町地域福祉計画・地域福祉実践計画策定プロジェクトチーム

## 資料

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）〈抄〉

※平成 30 年 4 月一部改正

### 第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第 1 項各号※に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### ※（参考）第 106 条の 3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する研修の実施  
その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自らほかの地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の元、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

## 第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）〈抄〉

### 第5章

#### 第14条 地方公共団体の講ずる措置（市町村の講ずる措置）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

### 第2条（基本理念）

生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

- 2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

## 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）

### 第2条（基本理念）

- 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。
- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
  - 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
  - 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
  - 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

### 第3条（国及び地方公共団体の責務）

- 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
  - 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

## 和寒町の地域福祉を担う団体・事業所・施設

### 《高齢者福祉・介護分野》

和寒町社会福祉協議会
和寒町特別養護老人ホーム芳生苑
和寒町老人デイサービスセンター健楽苑
和寒町短期入所サービスセンター芳生苑
和寒町指定居宅介護支援事業所
和寒町地域包括支援センター
なのはな訪問介護事業所
通所介護なのはな
ぐるーぷほーむ おや里かん
(株)近藤組 スマイルサポートグループ
総合在宅ケア事業団 和寒訪問看護ステーション
士別地域成年後見センター
和寒町老人クラブ連合会
なごやかサロン（各地域）
認知症サポーター
和寒町 SOS ネットワーク
和寒町生きがいセンター
和寒町高齢者事業団
和寒町高齢者虐待防止ネットワーク

### 《児童福祉・子育て支援分野》

和寒町保育所
和寒町子育て支援センターこども館
和寒小学校
和寒中学校
和寒町保健福祉センター
和寒町子ども・子育て会議
和寒町子育て世代包括支援センター(基本型:こども館 母子保健型:保健福祉センター)
和寒町要保護児童対策地域協議会
和寒町青少年育成町民会議
和寒町子ども会育成連絡協議会
和寒町母子会

和寒小学校 P T A

和寒中学校 P T A

各文化スポーツ少年団及び育成会

ポコアポコ

《障がい福祉分野》

北海道身体障がい者福祉協会和寒協会

和寒町手をつなぐ育成会

士別地域活動支援センター

士別地域成年後見センター(再掲)

かみかわ相談支援センターねっと

和寒町基幹相談支援センター

和寒町自立支援協議会

和寒町障がい者虐待防止センター

《その他地域福祉関係分野》

I 2 地域の自治会

和寒町民生委員児童委員協議会

和寒ボランティアクラブ

自立相談支援事業所かみかわ生活あんしんセンター

名寄人権擁護委員協議会和寒分会

士別地区保護司会和寒支部

士別更生保護女性会

札幌自由が丘学園三和高等学校

和寒郵便局

北海道新聞酒屋販売所

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

生活協同組合コープさっぽろ

**和寒町介護・保健・福祉対策検討委員会**  
 (兼 地域包括支援センター運営協議会委員・自立支援協議会委員)

(敬称略)

選出区分	団体等	選出方法	所属団体等 での職名	氏 名	備 考
介護保険関係 (1号委員)	保険者代表 (JA 北ひびき)	推薦依頼	和寒基幹 支所長	後藤和博	R02.5.1 ~
	被保険者代表	公募	-	中澤由男	
介護サービス 事業所関係 (2号委員)	なのはな訪問介護 事業所	指名	代表取締役	大瀬郁子	
	ぐるーぷほーむ おや里かん	指名	施設長	鈴木健一郎	
保健関係 (3号委員)	和寒町国民健康保 険運営協議会 (第6号委員 和 寒商工会代表を兼 務)	推薦依頼	会長	渡邊裕治	
福祉関係 (4号委員)	和寒町社会福祉協 議会	推薦依頼	副会長	真鍋修詩	H28.8.2 ~
	和寒町民生委員児 童委員協議会	推薦依頼	会長	森田晴章	委員長
	北海道身体障害者 福祉協会和寒協会	推薦依頼	会長	松浦健一	H30.10.1 ~
	和寒町手をつなぐ 育成会	推薦依頼	会長	樋口 稔	
	和寒町老人クラブ 連合会	推薦依頼	副会長	荒瀬龍男	R1.5.16 ~
医療関係 (5号委員)	国民健康保険町立 和寒病院	推薦依頼	事務長	佐々木淳	H30.4.1 ~
識見者 (6号委員)	和寒町教育委員会	推薦依頼	教育委員	和久充	
	人権擁護委員	指名	委員	打田幸江	
	和寒町商工会代表	推薦依頼	理事	(渡邊裕治)	
ボランティア関係 (7号委員)	和寒ボランティア クラブ	推薦依頼	会長	瓜るみ子	副委員長

## 社会福祉法人和寒町社会福祉協議会

### 《評議員》

(敬称略)

NO	氏名	選任区分
1	池田尊候	社会福祉事業に关心を持つ者 社会福祉に关心ある団体
2	山田幸夫	
3	山住トシ子	
4	山下眞樹	
5	大石多恵子	
6	外山秀男	
7	窪田智弘	
8	渡部いつみ	
9	松浦健一	
10	坂本裕行	
11	小野田久美子	

任期：平成29年5月1日から4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時まで

## 《理事・監事》

(敬称略)

NO	役 職	氏 名	選 任 区 分
1	理 事	丹 羽 茂	社会福祉事業に关心を持つ者
2	理 事	沼 館 助三郎	
3	理 事	森 田 晴 章	社会福祉に关心ある団体
4	理 事	眞 鍋 修 詩	
5	理 事	酒 向 勤	識 見 者
6	理 事	兼 丸 ヒロ子	
7	理 事	瓜 るみ子	識 見 者
8	理 事	山 田 郁 子	
9	理 事	板 橋 勝 彦	施設の管理者等
1	監 事	佐 藤 孝 一	識 見 者
2	監 事	宮 崎 光 行	

任期：令和元年 6月 3日から 2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時  
評議員会の終結の時まで

## 和寒町民生委員児童委員協議会

(敬称略)

NO	氏名	担当地域	NO	氏名	担当地域
1	大石 多恵子	恵みヶ丘自治会	9	大石 もと子	中和自治会
2	外山 秀男	大通り自治会	10	菊地 美智子	三笠南自治会及び中和自治会の一部
3	山下 真樹	西町自治会	11	大西 京子	三和菊野自治会
4	川村 敦子	仲町自治会	12	岡 政之	松岡北原自治会
5	星 良子	若草自治会の一部	13	牧 千秋	西和福原自治会
6	大場 栄子	若草自治会の一部	14	脇澤 幸枝	東山自治会
7	森田 晴章	かたくり自治会の一部	15	佐藤 美佐子	主任児童委員
8	本館 美智子	かたくり自治会の一部	16	笠嶋 覚	主任児童委員

## **和寒町地域福祉計画策定連絡会議設置規程**

### **(設置)**

**第1条** 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107号の規定に基づき、和寒町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、和寒町地域福祉計画策定連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

### **(所掌事務)**

**第2条** 連絡会議は、計画の策定に関し、調査及び検討を行う。

### **(組織)**

**第3条** 連絡会議は会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、町長をもって充て、連絡会議を総括し、会議を主宰する。
- 3 副会長は、副町長及び教育長をもって充て、会長不在のときはその職務を代理する。
- 4 委員は、各課長職とする。

### **(会議)**

**第4条** 連絡会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めることができる。

### **(部会)**

**第5条** 連絡会議の中に、策定に必要な部会を置くことができる。

### **(職員の協力)**

**第6条** 職員は、連絡会議設置の目的が達成されるよう、積極的な協力をを行い、その成果を高めるよう努力しなければならない。

### **(庶務)**

**第7条** 連絡会議の庶務は、保健福祉課で処理する。

### **(補則)**

**第8条** この規程に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### **附 則**

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

## 和寒町地域福祉計画・地域福祉実践計画策定プロジェクトチーム設置規程

### (設置)

第1条 地域共生社会実現に向けて地域の生活課題に対応する包括的な支援体制を整備するための和寒町地域福祉計画・地域福祉実践計画(以下「計画」という。)を策定するため、和寒町地域福祉計画・地域福祉実践計画策定プロジェクトチーム(以下「チーム」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 チームの所掌事務は、計画の策定に関するものとする。

### (チーム員)

第3条 チームに所属する委員(以下「チーム員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)和寒町職員

(2)和寒町社会福祉協議会職員

(3)その他町長及び和寒町社会福祉協議会会长が必要と認めた者

### (任期)

第4条 チーム員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。

### (庶務)

第5条 チームに関する庶務は、保健福祉課において処理する。

### 附則

この規程は、公布の日から施行する。

所 属	職 名
和寒町	課長
	参事
	保育所長
	主幹
	福祉係長
	介護支援係長
	保健係長
	保健係主任
	保育所係長
	子育て支援センター係長
和寒町社会福祉協議会	常務理事
	事務局長
	地域福祉係長

# ぬくもりで 支えあう 思いやりのある まちづくり

## 和寒町地域福祉計画・和寒町地域福祉実践計画 令和3(2021)年度～令和10(2028)年度

概要版

### 趣旨と背景

平成28年、国（厚生労働省）は「地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指すこと」を提唱し、平成29年には地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民や世帯が抱える多様で複合的な課題について、住民や福祉関係者、関係機関との連携などによる解決が図られることを目指されました。

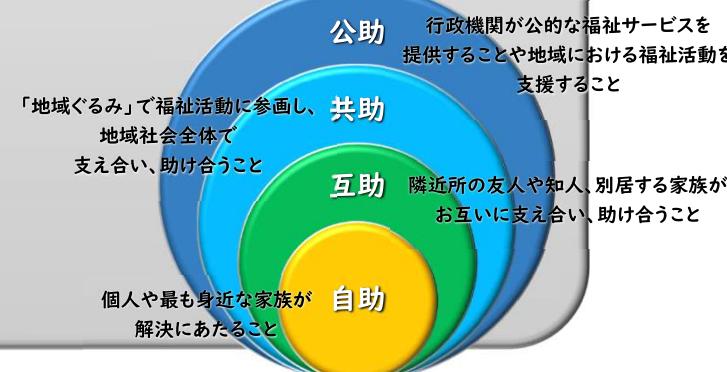
こうした中で、地域でのさまざまな取り組みの推進、課題などの解決や改善に向け、和寒町では和寒町社会福祉協議会とともに、新たに「和寒町地域福祉計画・地域福祉実践計画」を一体的に策定します。

本計画には、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不充分な方々の財産と権利を守り支援するための「成年後見制度利用促進基本計画」を内包しています。

### 地域福祉とは

これからの中づくりには、子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域の中で、安心して心豊かに暮らせるよう、住民一人ひとりの努力（「自助」）・住民同士の相互扶助（「互助」、「共助」）・公的な制度、サービス（「公助」）の役割分担と連携する取り組みが必要になります。

「地域福祉」とは制度によるサービスを利用するだけでなく、「地域の人と人との『つながり』を大切にし、お互いに支え合い助け合うような関係や、その仕組みをつくりていくこと」で、それぞれがその個性を尊重し合い、お互いに協力し、不足を補いながら、自立した生活を送ることができる地域社会をつくることです。



住民が主役となり活躍する  
地域共生社会実現をめざして

### 和寒町地域福祉計画

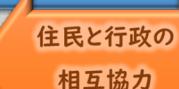
行政として取り組む活動

### 和寒町地域福祉実践計画

住民による主体的な活動



和寒町



和寒町社会福祉協議会

### 位置付け

### 第6次和寒町総合計画

### 和寒町地域福祉計画

和寒町地域福祉実践計画

一體的な  
策定

